

高崎市交通安全施設設置要綱

(目的)

第1条 市が管理する道路における危険を防止するとともに、交通の安全と児童、幼児、高齢者など交通弱者の保護を図り、交通の円滑な運行を推進するために市が設置する交通安全施設の整備をめざすため、高崎市交通安全施設設置要綱（以下「要綱」という。）を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市道 市が管理する道路をいう。
- (2) 歩道 歩行者の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によって区画された道路の部分をいう。
- (3) 主道路 交差する道路の関係において交通量の多い方の道路をいう。
- (4) 従道路 主道路に交差する道路をいう。
- (5) 車両 自動車、原動機付自転車及び自転車をいう。
- (6) 道路反射鏡 他の車両又は歩行者を確認するための鏡（以下「カーブミラー」という。）をいう。
- (7) 区画線 道路法（昭和27年法律第180号）第45条第1項で設置する区画線をいう。
- (8) 道路標識 道路の交通に関し、規制又は指示を標示する標示板をいう。
- (9) 道路標示 道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路鋸、ペイント、石等による線、記号又は文字のうち、次に定めるものをいう。
 - ア グリーンベルト 小学校から半径500メートル以内で歩道が設置できない通学路に、児童のため歩行区分をグリーンで塗りつぶしたものをいう。施工に関しては、道路の片側のみとする。
 - イ SPロード 一時停止における止まれの標示の周りをエンジ色で塗りつぶしたものをいう。
 - ウ 記号・文字 減速マーク、矢印、文字をいう。
 - エ ドットライン カーブミラーを設置する必要性のない交差点で、従道路から主道路に出るとき、一時停止線及び指導停止線で一時停止し、左右の安全を確認した後、更に安全を確認するため、一時停止線及び指導停止線の前方に標示する破線をいう。

- (10) 通学路 児童又は幼児が小学校又は幼稚園若しくは保育所(以下「小学校等」という。)に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入口から1キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるものをいう。

(交通安全施設)

第3条 市で設置及び管理を行う交通安全施設のうち、土木課で所管する交通安全施設は、群馬県公安委員会が法第4条第1項の規定により設置する信号機、道路標識又は道路標示並びに市道を除く道路管理者が道路法第45条第1項の規定により設置する道路標識、区画線以外のもので、次に掲げるものとする。ただし、第3号の道路標識のうち、警戒標識並びに道路管理上必要な標識については、建設部管理課において所管するものとする。

- (1) カーブミラー
- (2) 区画線
- (3) 道路標識
- (4) 道路標示

(カーブミラーの設置要件)

第4条 カーブミラーは、設置場所及びその周辺の安全性が保たれる場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に設置するものとする。

- (1) 従道路が通り抜けできる市道で、主道路に一定量の通過車両があり、主道路に出る際、隅切りなどの措置がないため見通しが悪く危険である場合
- (2) 従道路が通り抜けできない市道で、主道路に一定量の通過車両があり、主道路に出るとき隅切りなどの措置がないため見通しが悪く危険で、かつ、当該従道路を利用する世帯の軒数が概ね10軒以上(アパート、マンション等の集合住宅については1棟で1軒)あり、自動車保有台数も概ね10台以上ある場合
- (3) 市道が細街路(狭い道)で、急カーブや障害物などで対向車両が確認できない場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、関係各課と協議した結果、特に危険であると判断された場合

(その他の交通安全施設の設置要件)

第5条 前条各号に掲げる場合以外の交通安全施設の設置要件は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める場合で、かつ、設置場所及びその周辺の安全性が保たれる場合とする。

(1) 区画線

車道外側線等路面に区分線を表示することにより、車両等の安全と円滑な通行又は交通事故防止等に効果があると認められる場合

(2) 道路標識

小学校等の周辺に学童等の飛び出し事故等を防止するために設置効果があると認められる場合又は、標識を設置することにより、自動車運転者等への注意喚起が期待され、交通事故防止上効果があると認められる場合

(3) 道路標示

路面表示をすることにより、学童等の保護又は交通事故防止のために効果があると認められる場合

(申出)

第6条 交通安全施設の設置要望の申出は、原則として、交通安全施設設置申請書(様式第1号)に所要事項を記載の上、区長等の地区の代表者(以下「代表者等」という。)が行うものとする。

- 2 前項の規定により、代表者等が申出を行う場合には、原則として、あらかじめ、当該地区等における協議を経なければならない。
- 3 第1項の申出に係る交通安全施設のうち、やむを得ず民地等を使用貸借することにより設置を希望するカーブミラー及び道路標識については、当該申出の際、事前に当該民地等の所有者(当該民地等を使用する権利を有する者がある場合は、当該権利を有する者(次項において「所有者等」という。)の承諾も含む。)の同意を得ておかななければならない。
- 4 市は、前項の申出による交通安全施設の設置の決定を行う場合、当該民地等の所有者等から、交通安全施設の設置に係る承諾書(様式第2号)を得ておくものとする。

(設置決定)

第7条 市は、予算の範囲内において、前条第1項の規定により申出のあった箇所について、現地調査を行った上で適否を決定し、設置するものとする。

- 2 市は、前項の規定にかかわらず、市が交通安全上必要と認めた場合には、交通安全施設の設置を行う。

(維持管理)

第8条 第6条に規定する申出により設置した交通安全施設の清掃、周辺の樹木の枝下し等の維持管理は、申出をした地区等が行うものとする。

(交通安全施設の移設等)

第9条 市は、必要に応じ、交通安全施設の移設、修理・交換、撤去等を行うもの

とする。ただし、故意又は過失により当該施設を損壊した者は、現状復旧に要する費用を負担するものとする。また、開発行為や単なる敷地の分割又は統合によるカーブミラーの移設・撤去は、原因者において費用を負担するものとする。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(廃止)

- 2 高崎市交通安全施設設置ガイドライン（平成12年8月28日決裁）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前に、廃止前の高崎市交通安全施設設置ガイドラインの規定によりなされた申請は、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。